

今回は「厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届」の添付書類省略、届書の提出時期および便利なオンライン事業所年金情報サービスについてご紹介します。

「厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届」の添付書類省略

身分関係を明らかにするために戸籍謄本または戸籍抄本（以下「戸籍抄本等」という。）の添付が必要でしたが、取り扱いが一部変更となり、添付省略ができるようになりました。

【従前の取り扱い】

- 申出者と養育する子の身分関係（親子関係）を明らかにするため、戸籍抄本等の添付が必要。
- 申出者が世帯主であり、申出者と養育する子の身分関係が確認できる場合は、住民票の写しで代用できる。

【変更後の取り扱い】（令和7年1月から様式変更）

以下①、②のいずれかに該当する場合は、戸籍抄本等の添付省略ができる。

- ① 事業主が戸籍抄本等で申出者と養育する子の身分関係を確認し、「⑮事業主続柄確認」の「確認済み」の□に✓を付している場合
- ② 申出者と養育する子に日本の戸籍があり、双方の個人番号が記入されている場合

①「確認済み」の□に✓を付す。

※下記ポイントに記載のとおり、✓を付した場合でも、住民票の写し（養育する子の生年月日および申出者と養育する子が同居していることを確認する書類）の添付は省略できない。

②申出者と養育する子双方の個人番号を記入する。
※下記ポイントに記載のとおり、この場合は住民票の写しの添付も省略できる。

ポイント

変更後の添付書類の取り扱いは以下のとおりです。

	戸籍抄本等 (申出者と養育する子の身分関係を 明らかにする書類)	住民票の写し (養育する子の生年月日及び申出者と養育する子が 同居していることを確認する書類)
上記①に該当する場合	不要	必要(※1)
上記②に該当する場合	不要(※3)	不要(※2)
上記①および②に該当する場合	不要	不要

(※1) 上記①により添付省略ができるのは戸籍抄本等のみのため、住民票の写しの添付は必要です。

(※2) 上記②に該当する場合、住民票の写しの添付も省略できます。

(※3) ②により戸籍抄本等の添付省略した場合、審査完了まで1カ月程度期間を要する場合があります。

お急ぎの場合は、事業主による確認または戸籍抄本等を添付のうえ、ご提出をお願いします。

事実発生日から5日以内に届書の提出をお願いします

被保険者資格取得届や被保険者資格喪失届は、事実発生日から**5日以内**に提出をすることとされています。

(参考) 厚生年金保険法施行規則 第15条 (被保険者の資格取得の届出)

法第27条の規定による当然被保険者(船員被保険者を除く。)の資格の取得の届出は、当該事実があった日から**5日以内**に、厚生年金保険被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届～(中略)～を機構に提出することによって行うものとする。

届書の提出が遅れるとマイナ保険証等による資格確認が行えない等の場合があります。事実発生日から5日以内に届書の提出をお願いします。

<事実発生日から5日以内に提出が必要な主な届書>

- | | |
|---------------------|------------|
| ○被保険者資格取得届 | ○被保険者資格喪失届 |
| ○被扶養者異動届(被扶養者になる届出) | ○賞与支払届 |

オンライン事業所年金情報サービスをご利用ください

日本年金機構では、毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れる「オンライン事業所年金情報サービス」を提供しています。

これまで、当サービスを利用可能な方は、GビズIDをお持ちの事業主の方のみでしたが、令和7年1月6日から**電子証明書をお持ちの事業主の方や社会保険労務士の方も利用可能**になりました。ぜひこの機会にオンライン事業所年金情報サービスをご利用ください。

【オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット】

- | | |
|---|---|
|  連絡不要で、定期的に受け取りが可能
1度の申し込みで、定期的に必要な情報・通知書を受け取れます。これまでのように情報が必要になる度に、年金事務所へ連絡する必要はありません。 |  紙よりも早く受け取り・確認が可能
例えば、保険料額情報は、郵送よりも1週間程度早く受け取り・確認することができます。 |
|  いつでもどこでも確認が可能
24時間365日オンラインで確認できます。
また、担当者間での情報共有が容易になります。 |  簡単に電子申請が可能
被保険者データを届書作成プログラムに取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。 |

【オンライン事業所年金情報サービスの申し込み方法】

- | | |
|---------------|--|
| STEP 1 | 「GビズID」または「電子証明書」を用意します。 |
| STEP 2 | GビズIDやe-Govアカウント等で、e-Govのマイページにログインします。 |
| STEP 3 | 利用申し込み(開始手続き、依頼手続き)を行うことで、電子データを受け取ることができます。 |

ご利用方法等の詳細な情報は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

年金制度概要や届書様式等を、日本年金機構ホームページに掲載しています。
右のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp>

